

いすみ市公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 市が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定による前金払及び中間前金払の取扱いに関し、いすみ市財務規則（平成17年いすみ市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前払金の支払基準等)

第2条 公共工事の請負代金額の前金払は、次の表の左欄に掲げる工事等について行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

工事等	割合	充当することができる経費
1件の請負代金額が200万円以上の土木建築に関する工事	請負代金額の4割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
1件の請負代金額が500万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	請負代金額の3割以内	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
1件の請負代金額が500万円以上の測量	請負代金額の3割以内	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

2 中間前金払は、次の表の左欄に掲げる工事について行うものとし、中間前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

工事	割合	充当することができる経費
<p>1 件の請負代金額が200万円以上の土木建築に関する工事であって、次の要件を全て満たしているもの</p> <p>(1) 前項の規定による前払金の支払を受けていること。</p> <p>(2) 工期の2分の1を経過していること。</p> <p>(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</p> <p>(4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p>	<p>請負代金額の2割以内</p>	<p>当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費</p>

(保証証書の寄託)

第3条 市は、前金払又は中間前金払をしようとするときは、請負者に法第2条第4項に

規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

(工事等の内容の変更に伴う前払金の増減)

第4条 市は、工事等の内容の変更その他の理由により請負代金額が著しく増額した場合は、増額後の請負代金額に第2条に規定する割合を乗じて得た額から既に支払った前払金の額を差引いた額に相当する額以内で、前払金を増額することができる。

2 市は、工事等の内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、既に支払った前払金が減額後の請負代金額の10分の5（中間前払金の支払を受けているときは10分の6、設計又は調査若しくは測量にあつては10分の3）を超えるときは、請負者に当該超過額を返還させるものとする。ただし、当該超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

(保証契約の変更)

第5条 前条第1項の規定により前払金を増額するときは、請負者に変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

2 会計年度が2箇年以上にわたる事業については、前会計年度末における出来高額が、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。

(中間前金払の認定)

第6条 請負者は、中間前金払を受けようとするときは、中間前金払認定申請書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、工事履行報告書、工程表、全景写真その他の請負者が提出した書類（以下「認定資料」という。）により、第2条第2項の表の左欄に掲げる工事に該当していることを認定するものとする。

3 市長は、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、それらに相当する額を認定資料の出来高に含めることができる。

4 市長は、第2項の認定をしたときは、中間前金払認定通知書（様式第3号）を2部作成し、1部を請負者に交付し、1部を自ら保管するものとする。

(部分払)

第7条 前金払をした工事等について部分払をする場合の金額は、請負代金相当額×（9/10－前払金額/請負代金額）により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、請負代金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

2 前項の部分払は、当該工事等の既成部分が全工事等の10分の5以上あるものについて行うものとする。

3 中間前金払をした工事については、部分払を行わないものとする。ただし、債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度末において、部分払をすることができる。

（債務負担行為等に基づく契約における前金払及び中間前金払）

第8条 債務負担行為及び継続費に基づく契約における前金払及び中間前金払は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額（前会計年度における工事の出来高部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。）に対して行うものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	請負代金額の4割以内	各会計年度の出来高予定額の4割以内
	請負代金額の3割以内	各会計年度の出来高予定額の3割以内
第2条第2項	1件の請負代金額が200万円以上の土木建築に関する工事	いずれかの会計年度の出来高予定額が200万円以上の土木建築に関する工事
	工期の2分の1	各会計年度の工事実施期間の2分の1
	請負代金額の2分の1	当該会計年度の出来高予定額の2分の1
	請負代金額の2割以内	各会計年度の出来高予定額の2割

		以内
第3条	工事等の完成時期	工事等の完成時期（最終会計年度以外の会計年度にあつては、当該会計年度の末日）
第4条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第7条第1項	請負代金相当額×（9/10－前払金額/請負代金額）により	前払金の支払を受けている場合は、請負代金相当額×9/10－（前年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－〔請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）〕×当該会計年度前払金額/当該会計年度出来高予定額により、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合は、請負代金相当額×9/10－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）/当該会計年度の出来高予定額により
第7条第2項	当該工事等の既成部分	当該工事等の当該会計年度の出来高の請負代金相当額
	全工事等	当該会計年度の出来高予定額

（義務違反等による前払金の返還）

第9条 市長は、前払金又は中間前払金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金又は中間前払金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- （1） 前払金又は中間前払金を当該工事等充當経費以外の目的に使用したとき。
- （2） 当該工事等の契約が解除されたとき。
- （3） 契約義務を履行しないとき。

2 市長は、前項の規定により前払金又は中間前払金の返還を請求した場合において、当該請求を受けた者が返還期限までにこれを返還しないときは、返還期限の翌日から起算して前払金又は中間前払金を返還した日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅滞損害金を納付させるものとする。

（端数計算）

第10条 この訓令に基づき前金払又は中間前金払をする場合における前払金又は中間前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 この訓令に基づき部分払をする場合における部分払の金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（いすみ市公共工事に要する経費の前金払取扱要領の廃止）

2 いすみ市公共工事に要する経費の前金払取扱要領（平成17年いすみ市訓令第38号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この訓令の規定は、平成29年4月1日以後に行われる告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

中間前金払認定申請書

年 月 日

いすみ市長

様

住 所

商号又は名称

代 表 者



下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく申請します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額 (A)	円
前払金受領済額(B)	円
中間前払金額(C)	円 (Aの20%以内。ただし(B+C)がAの60%以内であること)
摘 要	

※添付書類 工事履行報告書

様式第2号（第6条関係）

工事履行報告書

工事名	
工事場所	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
工期の1/2に該当する日	年 月 日

月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
(記事欄)			

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

- 注) 1 報告は、月報を標準とする。
2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式第3号（第6条関係）

中間前金払認定通知書

第 号
年 月 日

様

いすみ市長



次の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	
摘 要	